

【6】外国人対応で考えたい 宗教 & 在留資格の問題



宗教的な問題で福祉サービスが 利用できない！？

外国人に限ったことではありませんが、宗教的な考え方・規則・習慣等により、他の人々とは生活スタイルが異なることがあります。また、国によっては、宗教に基づいた法律・制度が制定されていることもあります。そして、こうした宗教上の理由や、宗教に基づく各国の法制度が、外国人の福祉制度およびサービスの利用にあたっての障害になることも少なくありません。外国人対応を行う上で、「なぜうまくいかないのか?」「どうして理解してもらえないのか?」を考える時、宗教も重要な要素です。

日本人の多くは、宗教に対してぼんやりとしたイメージで捉えていることが多いかもしれませんが、信仰を持つ人々にとっては自分の生き方に繋がる大切なものであるため、尊重する姿勢を持つことが肝要です。また、同じ宗教でも、国によって、または家庭や個人によって、考え方に違いがあるため、偏見を持たず、個別に確認しながら、どのような手立てがあるかを考えるようにしましょう。

ただし、日本の法律等で禁止されていることや、規則上できないことについては、宗教を尊重しながらも、ダメな理由を相手にきちんと説明し、理解してもらうよう努めましょう。

相談事例と対応のポイント

宗教の種類や場面により、外国人が抱える問題も異なります。ここでは、これまで相談窓口寄せられたケースとその対応のポイントをご紹介します。

◆ 宗教が法律・制度に影響しているケースの例

離婚できないフィリピン人の シングルマザー



外国人相談窓口
の相談員

ひとりで子育てをしているフィリピン人の女性から、フィリピン人の夫との離婚が法的に認められず、住宅や手当など、ひとり親向けの公的支援が受けられないと相談がきました。



フィリピンはカトリックの「結婚は神様との契約」という教えに基づき、原則、離婚は認められません。近年はプロテスタントやムスリムも増え、カトリック教徒の中にも結婚を神との契約とは思わず、役場や裁判所で事務的に結婚手続きをするだけの人もいますが、離婚に関する法律は変わっていません。

婚姻を解消するためには「婚姻無効」という手続きが使われていますが、手続きに時間がかかり費用も高額であるため、すぐに手続きをできない人が多く、再婚の予定のないフィリピン人はなかなか裁判をしません。児童扶養手当などの支給要件の「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当しないか市町村に相談しましょう。

◆ 宗教が日常生活に影響しているケースの例

教義や教則で体罰によるしつけが 認められている



児童相談所
の職員

日常的に子どもへ体罰を行っている保護者に対し指導をしているのですが、その家庭で信仰している宗教では、子どもの悪いものを払うために体を叩くことが教義で認められているとのこと。こちらの話が納得してもらえません。



宗教的な慣習は、信仰する人にとっては生活の一部となっています。まずは「なぜそのようなことが起きるのか」を把握するため、相手の宗教や文化について知ることから始めましょう。

その上で、日常的な体罰は日本では虐待として考えられ、禁止されていることや、子どもの命の危険や精神的な影響の恐れがあること、ひどい場合は子どもの一時保護などの行政処分があることなどを丁寧に説明し、理解を促しましょう。(→P.28)



本人

ムスリムの未婚女性の入院、 出産とその後の生活の問題

自分はムスリム（イスラームの信者）で、もうすぐ日本で出産予定です。日本の病院に入院するのははじめてなのですが、ムスリムの習慣には配慮してもらえるのでしょうか？

また、未婚で出産することが教義で禁止されているため、家族や親戚からのサポートを得られず、これからの生活についても心配です。



イスラームでは、食事制限や1日5回のお祈りなどのほか、女性が家族以外の異性には肌を見せてはいけない、身体への接触も避けなければいけないなどの決まりがあるため、男性の医師や看護師に対して抵抗を持つ人もいます。

生命が優先される場合は例外として認められることもありますので、緊急に処置が必要かどうかなど、状況により、どうすべきかを患者とよく話し合うといいでしょう。

また、イスラームを信じる国では、未婚での出産を認めないところがあります。パートナーもいない場合は、家族や親戚からの援助なく、ひとりで子育てをしながら、家計を支えていかななくてはならないこともあります。生活支援や子育て支援など、様々な支援につなげるが必要になってくると考えられます。（→P.22）



病院の医療
ソーシャルワーカー

遺体の埋葬方法の違い

入院していたムスリム男性が亡くなりました。家族は土葬を希望していますが、日本で土葬のできる場所はありますか？ それとも、本国へ輸送して、埋葬してもらおうか手立てはないのでしょうか？



イスラームでは来世での復活を信じているため、肉体が失われる火葬は禁止され、土葬が行われます。

日本は原則火葬ですが、一部の墓地では土葬もできる場所があります。（→P.75）

こんな習慣や特徴もあります

食事や服装、お祈りの仕方を始め、宗教により様々な行動の制限や決まりがあります。対応できること、できないことを考える上で、各宗教を正しく理解することが大切です。事例で取り上げた以外の各宗教の規則等の例をご紹介します。

※ 宗教に関する情報はP.54でも紹介しています。

○ イスラーム(イスラム教)

- ・ 成人女性は親族の男性以外に触れない。
 - ・ 女性は顔と手以外を隠し、親族以外には目立たないようにしている。
 - ・ 1日に5回のお祈りをする。また、お祈りの前に身体を洗浄し、清める行為を行う。
 - ・ ラマダン(断食)の期間は、日の出から日が沈むまでは食事や水分補給もしない。
 - ・ 豚肉は食べない。また、他の肉類もハラール※をしたものを食べる。アルコールも禁止。
- ※ 教義に基づき正当に口にすることができるものを「ハラール」(「許可された」「合法的」の意)と言い、原料から製造、販売までの全過程で、非ハラールのもと分けて商品化された「ハラール認証」のあるハラールフードは、日本でも販売されています。

○ キリスト教

- ・ (一部の宗派)アルコールや煙草が禁止されている。

○ ヒンズー教

- ・ 食前と食後には手を洗い、口をすすぐ。
- ・ 食事をする場合、相手に料理を手渡す場合、給仕する場合には右手を使い、左手を使ってはならない。

○ ユダヤ教

- ・ 多くのユダヤ人は帽子で頭を隠し、女性は肌を露わにするような服装は着ない。
- ・ 「カシュルート」という食事規定により、食べてよいもの(コーシェルと呼ばれる)・いけないものが厳格に区別されている。

在留資格がないと、福祉サービス が受けられない？

不法滞在等の外国人の福祉

外国人が日本で暮らすためには、「在留資格」(→P.11、13)が必要です。在留資格は、日本での活動内容などに応じて付与される資格で、全部で28種類(2017(平成29)年9月現在、除「特別永住者」)があります(→P.13)。この在留資格を持っていない状態のことを「不法滞在」※と言います。

法務省によると、不法滞在は次の3つのケースを指しています。

- ◆ **不法残留**：許可された在留期間を超えて滞在している場合、オーバーステイ(超過滞在)と俗称されるもの
- ◆ **不法入国**：パスポートも持たずに、あるいは偽造パスポートで入国した場合
- ◆ **不法上陸**：パスポートは有効でも入国審査(上陸許可)を受けずに入国した場合

不法滞在者は退去強制の対象となり、以降、再び日本に入国できる可能性はあっても、現実的には非常に難しくなります。そして、どれだけ長く日本で暮らしていても、特別な事情が認められない限り在留が認められることはありません。

※ 外国人を支援する団体の多くは「非正規滞在」と呼んでいます。これは、不法残留や不法上陸といった違反だけでは犯罪者と言うべきではないという視点から、「不法」ではなく「非正規」としているものです。本書では、法務省で使われる「不法滞在」で統一しています。

不法滞在者となるには、以下の例のように様々な事情や状況が考えられます。

- 在留期間更新や在留資格変更の申請をしたが、認められず、そのまま滞在している。
- 観光で来日した旅行者が、予定の期間を過ぎても帰国せず、在留資格も取得しないで残っている。
- 技能実習生が劣悪な職場環境に耐えられず、実習先の事業所から逃げて、そのまま日本に滞在している。
- 勤めていた会社を解雇になり、仕事が見つからないまま、帰国費用もなく、日本に残っている。
- 日本人の配偶者と離婚し、在留資格がなくなったが、そのまま日本に滞在している。
- 日本で生まれた子どもの在留資格取得の手続きを保護者が行わなかった。

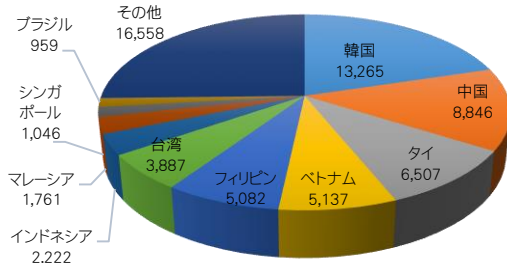
不法滞在の状態では、就労が認められません。そのため、仕事に就けず、収入がないため、生活困窮に陥ってしまう人も少なくありません。また、健康保険や国民健康保険に加入できないなど、在留資格がないことで本来受けられるはずの制度やサービスを利用できない状況にもあります。

なお、不法滞在のほか、「許可を受けずに、与えられた在留資格以外の仕事に従事している場合(資格外活動)」や「刑罰法令に違反して刑事処分を受けた場合(刑罰法令違反等)」も退去強制の対象となります。

違法な状態のまま日本で生活することはとても困難な上、摘発されて国外に送還されれば、その後に再来日することがより難しくなります。不法滞在となっている外国人から相談を受けた場合は、何よりもまず入国管理局へ自ら出頭して不法滞在事実を申告することを勧めましょう。

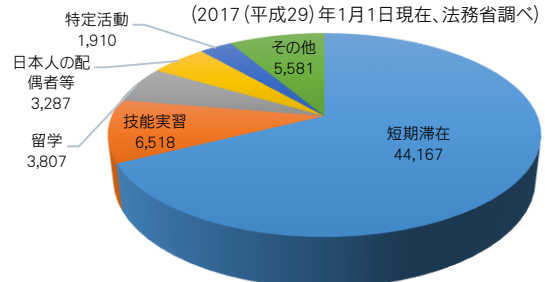
国籍別不法残留者数

(2017(平成29)年1月1日現在、法務省調べ)



在留資格別不法残留者数

(2017(平成29)年1月1日現在、法務省調べ)



※1年前の調査より、短期滞在が4%、技能実習が10.4%、留学が11.3%増加しています。

入国管理局へ出頭した際の手続きとして、次のものがあります。

◆ **帰国を希望**：次のアからオのいずれにも該当するときは、入国管理局に收容されることなく、簡易な方法で手続きができる「出国命令制度」を利用して帰国することができます。退去強制手続により帰国した場合、最低5年間は日本に再度入国することはできませんが、「出国命令制度」で帰国した場合、その期間は1年間となります。

- ア. 速やかに日本から出国する意思を持って自ら入国管理局へ出頭したこと
- イ. 在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しないこと
- ウ. 入国後に窃盗等の所定の罪により懲役または禁固に処されていないこと
- エ. 過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと
- オ. 速やかに日本から出国することが確実に見込まれること

なお、「出国命令制度」の対象に当たらなくても、自ら入国管理局に出頭したということで、原則として收容されることなく手続きを進めることが可能です。

◆ **日本での在留を希望**：退去強制手続を受けることとなりますが、その手続きの中で違反の経緯や日本で生活したい理由などを申し述べてください。不法滞在者は、退去強制されるのが原則ですが、扶養しなければならない日本人配偶者や子どもがいる等、法務大臣の例外的な恩恵の措置により在留が特別に許可されることがあります。在留を希望して自ら入国管理局に出頭した場合、收容されることなく手続きを進めることが可能です。

不法滞在者でも使える制度やサービスがある

出産にかかる費用や生活保護など、一部の制度・サービスについては、人道的な配慮から在留資格を問わないものもあります。相談窓口の担当者も、各制度が適用可能かどうか、いま一度確認して、外国人相談者が本来活用できるものを逃すことのないよう気を配りましょう。

なお、在留資格等が利用の要件となるかどうかについて、詳しくは本章の「外国人も日本人と同じ制度を使えるの?」(→P.16)で確認できます。

相談事例と対応のポイント

在留資格がないことで問題となることも様々です。ここでは、これまで相談窓口寄せられたケースとその対応のポイントをご紹介します。

無保険、医療費未払いの問題



病院の医療
ソーシャル
ワーカー

病院に外国人が急病で入院し、手術を受けました。でも、不法滞在で、公的保険には加入していないので、医療費の支払い能力がありません。そういった外国人の医療費に対する助成制度はありますか？



いまの日本では、無保険の場合、患者が医療費を自己負担することとなっています。

従って、外国人の場合、本人がすぐ支払うことができなければ、本国にいる家族に医療費を負担してもらうことは可能か、本人が後日少しずつ分割払いで返済していくかなど、話し合う必要があります。中には、外国人コミュニティや教会・モスク等の宗教団体が支援してくれることもあります。

不法滞在の女性の出産・子育て



外国人相談
窓口相談員

不法滞在で、妊婦検診も受けたことがない妊婦から相談がありました。出産費用や、出産後の経済問題のほか、周囲に頼る人もいなくてとても心細いとのことです。



出産には、母子健康手帳交付や入院助産制度など、不法滞在の女性でも支援を受けられる場合があります(→P.16)。ただし、在留資格がないと利用できないサービスもあります。併せて子どもの在留資格の取得も必要で、場合によっては子どものみ一時保護されるケースもあります。ついては、在留資格取得の手続きを速やかに行う必要があります。場合によっては帰国せざるを得ないこともあるでしょう。

もし、在留資格の問題が解決され、日本での滞在が認められた場合は、親子の日本での生活設計を考え、必要な支援を検討していきましょう。

不法滞在と同じような問題を抱える人々と、その状態

以下の例のような、不法滞在の外国人と同じような問題を抱える人々がいます。

- 出産後に保護者が国籍の取得をせず、そのままの状態の「無国籍」の子ども
- 難民申請中で、正規の在留資格を持たない人

これらの人々も、社会福祉の制度やサービスの利用が制限されることが考えられます。まずは外国人がどのような問題を抱えているのかを正しく理解し、それでも使える制度・サービスがあるかどうかを調べ、繋げていくことが必要です。



外国人相談
窓口職員

難民認定申請中の外国人の生活

ネパール人の男性が、難民申請をしました。申請後しばらく仕事をしてはいけなそうですが、日本で一緒に暮らす家族を養うために、何とか仕事をするのができないかと相談に来ました。



申請後2か月以内に、難民に該当する人、しない人、再申請を繰り返す人などが分類され、それぞれ速やかに在留資格上の措置がとられます。このケースの場合は、その結果を待つこととなります。

なお、難民に該当しない人や、再申請を繰り返す人として分類された場合は就労不可となり、在留期限が満了した後も新たな在留資格は与えられません。

◆ 就労目的の難民申請について厳しく審査されます

近年、日本での難民申請者は増加傾向が続いています。シリアなど迫害を受ける恐れのある国からの申請者は少なく、反対に、どうしても日本に滞在し、働きたい人が、何らかの理由をつけて難民申請をするというケースなどが増え、問題となっています。2016(平成28)年度には1万人以上もの申請があった一方で、認められたのはわずか28人となっています。難民制度の対象とならない紛争や迫害のない国の人々が難民申請をしても、認められるケースはほぼありませんので、そのような国の人から申請について相談があった際には気をつけましょう。(難民認定されなかった人でも、人道的な配慮により在留を認められることもあります。)

こうした中、法務省は2018(平成30)年1月12日、本来難民として庇護を必要とする人への迅速な対応と、濫用・誤用的な申請の抑制を図るため、以下のとおり難民認定制度の運用を見直すことを発表しました。

- ① 初回申請では、案件の内容を振り分ける期間を設け、その振り分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置(在留許可、在留制限、就労許可、就労制限)を執る。
- ② 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者には、速やかに就労可能な在留資格を付与し、更なる配慮を行う。
- ③ 初回申請でも、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者には在留を許可しない(在留制限)。
- ④ 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に申請した申請者には就労を許可せず(就労制限)、在留期間も「3か月」に短縮する。

出典：法務省ホームページ「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」



今後どうなる？ 技能実習制度

技能実習制度は、もともと開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れ、OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)を通じて日本の技術・技能を伝え、その国の経済発展を担う人材育成を図ることを目的とする制度で、日本の国際貢献活動として設けられました。しかし、現在の少子高齢化社会の中で、多くの技能実習生が労働力不足を補う人材として不当に扱われていることが問題となっています。

2017(平成29)年6月現在、全国で約25万人の技能実習生が在留していますが、制度開始から20年以上にわたる期間の中で、一部の受入企業では、低賃金や違法な残業、賃金不払い、悪質なブローカーからの圧力などに実習生が苦しめられてきました。過酷労働に耐えられなくなった実習生が失踪するなど、これまで様々な問題が起き、解決のためたびたび制度が改正されてきました。

2017(平成29)年11月1日施行の新しい技能実習制度では、以下をはじめ、制度の適正化や拡充のための様々な規定が定められています。

- 技能実習生に対する人権侵害行為等に罰則を設ける。
また、技能実習生に対する相談・情報提供を行う機関を設置する。
- 優良な実習実施者・監理団体には、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。
- 介護の職種を対象に追加する。

今回の制度改正により、アジアを中心に様々な国からの外国人の流入が予想されるとともに、長期滞在中も一層増加が見込まれるため、従来以上にキメ細かい対応が必要となるのではないのでしょうか。